

## 町の補助金を活用して 合併処理浄化槽の設置を お考えの方へ

町では、合併処理浄化槽を設置する計画のある方に対して補助金を交付しております。

本年度の補助金は、残り7人槽1基分程度となっておりますので、設置希望のある方は9月15日(水)まで、生活環境課環境衛生係までご連絡ください。

希望者多数の場合には、抽選となりますことをあらかじめご了承ください。

なお、補助金の交付にあたっては該当要件（例 下水道計画区域「小平市街地、鬼鹿市街地、臼谷地区」を除く区域に設置するものなど）がございますので、詳しくはお問い合わせ願います。

### ■ 合併浄化槽とは…

公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントなどが整備されていない地域でトイレを水洗化するときに設置が義務付けられているのが合併浄化槽です。

合併浄化槽の働きを一言でいうと「水洗トイレからの汚水(し尿)や台所・風呂などからの排水(生活雑排水)を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設」です。

### 平成22年度補助額

5人槽	352,000
6人槽	441,000
7人槽	441,000
8人槽	588,000
9人槽以上	588,000

## 犬の飼い主の方へ

### ◇ マナーを守って飼いましょう

#### ◆ 犬の放し飼い

犬の放し飼いは、人に危害を加えたり交通事故に遭ったりする危険が高くなります。

どんなに普段おとなしくて優しい犬でも、パニックに陥ってしまえば何をしてもおかしくはありません。飼い主がしっかりと犬を制御できるよう、引き綱をつけて散歩させましょう。

#### ◆ フンの始末

家の前や公共の場所を糞尿で汚されて迷惑している人からの苦情があります。周辺的环境を清潔に保つことは、飼い主の当然のマナーです。散歩のときはフン入れを持ち歩き、きちんと片付けましょう。

### ■ 畜犬登録と各種届出について

- ◆ 新しく犬を飼い始めた方（畜犬登録が必要です。別途登録料3,000円がかかります。）
- ◆ 住所や飼い主等が変わった（転居先の市町村での登録事項変更届が必要です。）
- ◆ 犬が死亡した（犬の死亡届が必要です。）
- ◆ 犬が行方不明になった（必ず町にご連絡ください。連絡のない場合は葉殺等の対象となる場合もあります。）

## 野外焼却は禁止されています

廃棄物の野外焼却、いわゆる「野焼き」は、一部の例外を除いて法律で禁止されております。ドラム缶での焼却、穴を掘っての焼却も「野焼き」行為となりますので、行わないでください。

### 不法焼却の罰則

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金